

令和6年度社会福祉法人及び福祉施設等指導監査実施方針

第1 基本的な考え方

指導監査は、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び障害者総合支援法その他関係法令等に基づき、所管する社会福祉法人及び福祉施設等の運営状況を確認し、利用者への適正かつ良質な福祉サービスの提供を確保することを目的に実施する。

また、虐待等の不適正な利用者処遇や不正請求等に対しては、関係機関と連携して機動的に対応する。

第2 指導監査の重点項目

本年度は、社会福祉法人及び福祉施設等の適正な事業運営の確保の観点から、以下のとおり重点事項を定める。

1 社会福祉法人

(1) 評議員会

運営に係る重要事項の議決機関として、社会福祉法及び定款に定める事項を決議しているか。

(2) 理事会

業務執行の決定機関として、社会福祉法及び定款に定める事項を決議しているか。

(3) 適切な会計処理の徹底

ア 経理規程に基づく適切な会計処理がされているか。

イ 会計責任者等による内部牽制体制が確立されているか。

ウ 現金及び預金の管理は適切に行われているか。

(4) 情報公開の促進

社会福祉法人の業務及び財務状況等について、インターネットを活用するなどにより自主的に公表がされているか。

2 福祉施設等

(1) 利用契約時の説明、同意及び書面交付

ア 利用者に対する重要事項の説明を、文書を交付して行っているか。

イ 説明した内容について、利用者から同意を得ているか。

(2) サービス提供計画に基づくサービス提供

ア サービス提供計画に基づいたサービスが提供されているか。

イ 利用者の状態に応じたサービス提供計画の策定及び見直しがされているか。

(3) 虐待の防止

ア 利用者等に対する施設従事者による虐待行為がないか。

イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修等、虐待の防止に関する措置を講じているか。

(4) 身体拘束等の禁止

- ア 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為がないか。
 - イ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為について、「切迫性」「非代替性」及び「一時性」の三つの要件を満たしているか。
 - ウ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の十分な検討、理由等が記録されているか。
 - エ 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、身体拘束の適正化のための措置を講じているか。
- (5) 安全対策の徹底
- ア 非常災害（火災、風水害、地震等）に対応する計画やマニュアルが作成され、職員に周知されているか。防火設備の配備、消火・避難訓練等の対策が取られているか。
 - イ 事故（ヒヤリ・ハット事例を含む。）等記録の整備・活用を行う等、事故発生の防止及び発生時の対応として適切な措置を講じているか。
 - ウ 感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、レジオネラ症、食中毒、ノロウイルス）予防及び発生時の対策が徹底されているか。
 - エ 感染症や非常災害発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、その内容を従業者に周知するとともに、業務継続計画に従い必要な措置が講じられているか。
- (6) 苦情対応の体制整備の徹底
- ア 苦情対応の仕組みについて、利用者に周知されているか。
 - イ 利用者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

3 適正な介護報酬、自立支援給付費等の請求

(1) 基準に基づく人員配置、勤務体制の確保

- ア 従業者（資格・員数等）が適正に配置されているか。
- イ 適切なサービス提供が行える勤務体制が確保されているか。

(2) 介護報酬、自立支援給付費等の算定及び取扱い

- ア 指定基準、報酬告示等に基づく適切な算定が行われているか。
- イ 適正な加算、減算等が算定されているか。
- ウ 報酬改定による新たな報酬告示の要件に適合したサービスが提供されているか。
- エ 措置費及び委託費の弾力運用が適切に行われているか。